岩手県告示第167号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び 軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成22年2月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

種 類	路線名	区間
県道	一関北上線	奥州市江刺区稲瀬字山下241番2地先から北上市立花24地割152番1地先まで
県道	紫波雫石線	紫波郡紫波町稲藤字升形201番地先から上平沢字八幡24番1地先まで
一般国道	340号	遠野市上郷町平倉41地割24番4地先から平野原3地割35番1地先まで

2 指定する期日 平成22年4月1日